



長崎市労政だより

長崎市や関係機関からの雇用・労働関連のお知らせをお届けしています。

～令和3年2月22日号～

● 長崎市からのお知らせ

- 1 「はあと屋」における『新しい生活様式』に対応した各種商品のご案内
- 2 大切な「いのち」を守るために・・・Vol.2
～3月は「自殺対策強化月間」です～

● 厚生労働省からのお知らせ

- 3 ポータルサイト「スタートアップ労働条件」について
- 4 働き方・休み方改善ポータルサイトについて

● 女性活躍推進センターからのお知らせ

- 5 女性活躍推進法について



1 「はあと屋」における『新しい生活様式』に対応した各種商品のご案内

長崎市では、障害者社会参加及び授産製品の売上向上や工賃アップを目的として障害福祉サービス事業所等で作成した製品の販売を行うための店舗、「チャレンジド・ショップ はあと屋」を開設しており、『新しい生活様式』に対応した布マスクやパーテーションなど様々な商品を取り扱っております。

感染症対策の一助として、お求めいただければ幸いです。

①



②



③



④



①トリプル次亜水(弱酸性次亜塩素酸水溶液)250ml ¥1,650

②布マスク

③パーテーション(ブルーシートタイプ)縦107cm×横128cm ¥4,800

④パーテーション(透明タイプ)縦70cm×横90cm ¥2,800

※全て税込。パーテーションのサイズは、ご要望に応じてサイズ変更可能(別途見積)。



はあと屋



(商品に関する問い合わせ)

チャレンジド・ショップはあと屋運営協議会事務局

TEL:095-818-9441 FAX:095-818-9442

(はあと屋 担当課)

長崎市障害福祉課

〒850-8685 長崎市桜町2番22号

TEL:095-829-1141 FAX:095-823-7571

店舗住所: 長崎市万屋町5番4号(ベルナード観光通り)

商品の入荷情報をリアルタイムで発信中! はあと屋 LINE(@aqj6495t)



2 大切な「いのち」を守るために…Vol.2

～3月は「自殺対策強化月間」です～（1/3ページ目）

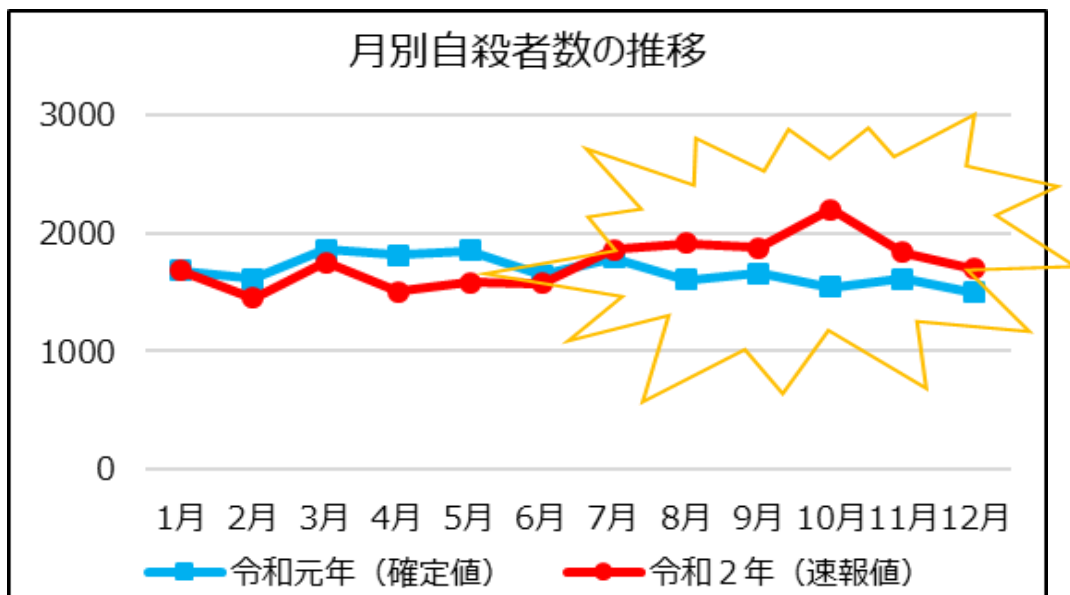
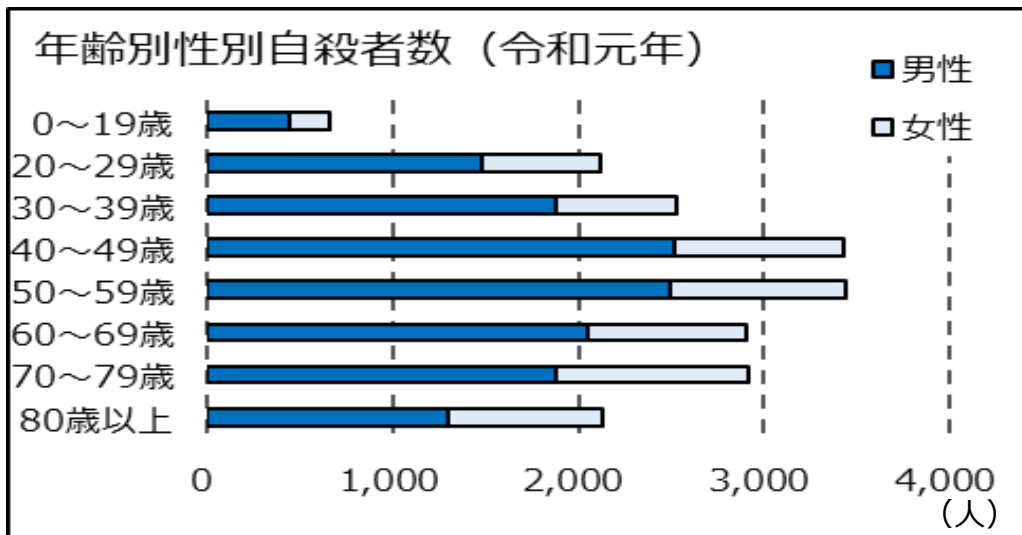
毎年、月別自殺者数の多い3月を「自殺対策強化月間」として、関係機関が連携し、自殺予防のための取り組みを行います。自殺者数は近年ではやや減少傾向にありますが、依然として高い水準で推移しており、その数は交通事故で亡くなる人の約6倍にもものぼります。

また、長崎市では毎年70人前後の方が自殺で亡くなっており、自殺は特別なことではなく、誰にでもおこりうる身近な出来事になっています。



自殺の現状

自殺は、男性が女性の2～3倍多く、40歳～59歳の働き盛りの世代に自殺者が多いことが近年の傾向です。また、令和2年の自殺者数(警察庁速報値)は20,919人で、令和2年7月以降は6か月連続で前年より増加しています。新型コロナウイルスによる社会・生活環境の変化は、雇用・暮らし・人間関係等の問題悪化など自殺リスクの増加につながっている可能性が高く、特に若い世代や働く女性では深刻となっています。



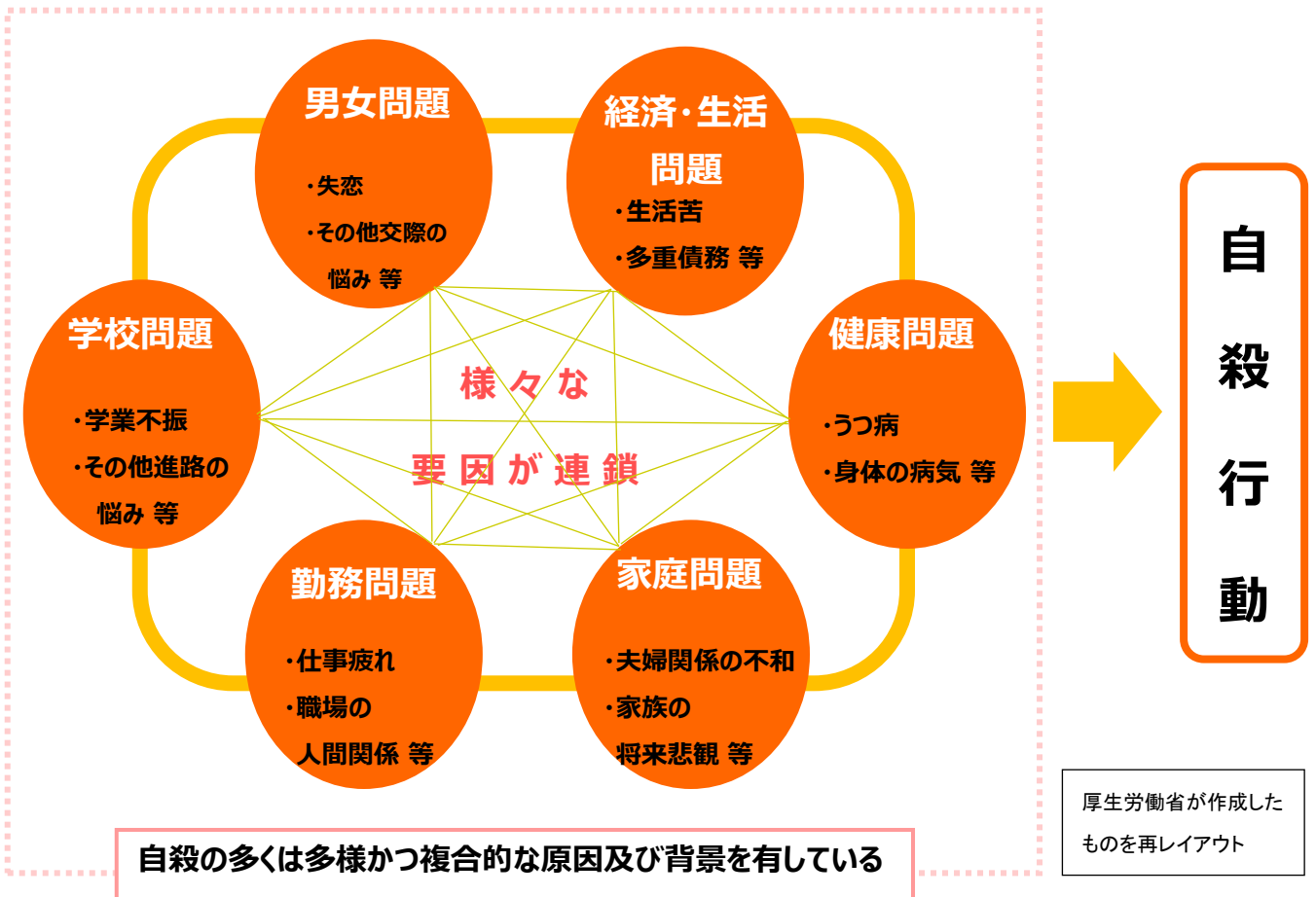
2 大切な「いのち」を守るために・・・Vol.2

～3月は「自殺対策強化月間」です～（2/3ページ目）

自殺の原因・背景

自殺の原因・動機は、「健康問題」が最も多く、それに次いで「経済・生活問題」「家庭問題」「勤務問題」など、多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、それらの要因が連鎖する中で起きています。さまざまな悩みによって心理的に追い詰められた結果、自殺しか解決策がないと思いつく傾向が強まります。

多くの自殺は、本人の意思や選択の結果ではなく、心理的に「追い込まれた末の死」です。



こころのストレスをチェックしましょう

これらはこころの不調につながるサインです。思い当たることはありませんか。

あなた自身について

- 理由もなく悲しい・憂うつな気分
- 何事にも興味がわかず、楽しくない
- 疲れやすい、元気が出ない
- 眠れない日が続く
- 食欲がなくなる
- 家事や仕事の効率が下がり、失敗がふえる
- 以前は楽しめていた活動が楽しめない

あなたの大切な人について

- 以前と比べて表情が暗く、元気がない
- 体調不良を訴えることが増える
- 人づきあいを避けるようになる
- 趣味やスポーツ、外出をしなくなる
- 遅刻や欠勤をするようになる
- 飲酒量が増える



2 大切な「いのち」を守るために…Vol.2

～3月は「自殺対策強化月間」です～（3/3ページ目）

大切な「いのち」を守るために



悩みや不安を抱えていたら、まずは相談してみませんか。つらい気持ちを誰かに話すだけで気持ちが楽になることもあります。また、大切な人の命を守るために私たちができることは、変化に気づき、声をかけ、話をじっくり聴き、必要な相談窓口へつなげ、温かく見守ることです。まずは、周りの人の「いつもと違う」様子に気づいたら勇気を出して声をかけてみませんか。

○電話での相談

・長崎市地域保健課精神保健係 095-829-1153 ・精神保健相談専用ダイヤル 095-829-1311

○SNSでの相談

・特定非営利活動法人自殺対策支援センターライフリンク ・特定非営利活動法人東京メンタルヘルス・スクエア
「生きづらびっと」 ID検索: @yorisoi-chat 「こころのほっとチャット」



○総合相談窓口

「まもろうよ こころ」（厚生労働省特設サイト）
<https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/>



地域保健課では、こころの健康に関する「出前講座」を実施しています。

職場のメンタルヘルス対策推進のため、職員研修等でぜひご活用ください。

お問い合わせは、地域保健課精神保健係まで。

「出前講座テーマ」

- ・こころの健康
- ・自殺を予防するために～あなたもゲートキーパー～
- ・良い睡眠でこころの健康づくり
- ・飲酒とこころの健康



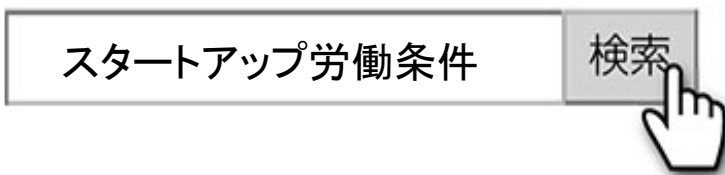
お問い合わせ先

長崎市 地域保健係 精神保健係
電話:095-829-1153

3 ポータルサイト「スタートアップ労働条件」について

働き方改革を推進するための長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の実現等に向けて、改正労働基準法が平成31年4月1日に施行されました。使用者に対し、自主的な法令知識の取得を促すことが重要とされていることなどを受け、使用者に対する労働関係法令等の周知にかかる取組を強化しているところです。

その取組の一環として厚生労働省の委託事業(受託者:株式会社廣済堂)において、設問に回答することにより、事業主が労務管理や安全衛生管理上のポイントについての診断や、時間外・休日労働に関する協定届(36協定届)と就業規則の作成支援を受けられるサイト「スタートアップ 労働条件」を運営していますのでご活用ください。

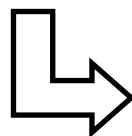


4 働き方・休み方改善ポータルサイトについて



厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

企業の皆様が自社の社員の働き方・休み方の見直しや、改善をする際に役立つ情報を提供するサイト「働き方・休み方改善ポータルサイト」をぜひご覧ください。



働き方の新しいスタイル



5 女性活躍推進法について

令和4年4月1日から、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出等の義務が常時雇用する労働者数101人以上300人以下の企業にも拡大されることになりました。女性活躍支援センター(委託運営:LEC東京リーガルマインド)において、アドバイザー(社会保険労務士、中小企業診断士等)による無料の支援サービス等を行っておりますので、ぜひご活用ください。

申込み・詳細はホームページ(下記QRコード)へ、ご不明な点は、下記事務局にお問い合わせください。

●えるぼし・プラチナえるぼしとは

えるぼし認定・プラチナえるぼし認定は、女性の活躍を推進している企業を認定する制度です。「女性活躍推進法」に基づいて厚生労働省が認定しています。



QRコード



【問い合わせ先】

LEC(レック)東京リーガルマインド

「女性活躍推進センター」

【東日本事務局】(フリーダイヤル)

TEL:0120-982-230 平日9時~17時

【西日本事務局】(フリーダイヤル)

TEL:0120-975-531 平日9時~17時